

都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと寄附金）

①と②の合計額が、寄附をした翌年の個人住民税（※1）から控除

※1 平成21年の寄附金であれば、平成22年度の個人住民税

① 基本控除額

$$(\text{寄附金}(\text{※2}) - 5\text{千円}) \times 10\%$$

※2 総所得金額等の30%を限度

② 特例控除額（※3）

$$(\text{寄附金} - 5\text{千円}) \times (90\% - 0\sim 40\%(\text{※4}))$$

※3 個人住民税所得割額の1割を限度

※4 寄附者に適用される所得税の限界税率

<控除イメージ>

年収700万円の給与所得者（夫婦2人のモデル世帯、所得税の限界税率は10%）が、都道府県（市区町村）に対する寄附金として、平成21年に3万円の寄附をした場合

対象寄附金額 3万円



都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金

以下の額が、寄附をした翌年の個人住民税から控除

$$(\text{寄附金}(\text{※5}) - 5\text{千円}) \times 10\%(\text{※6})$$

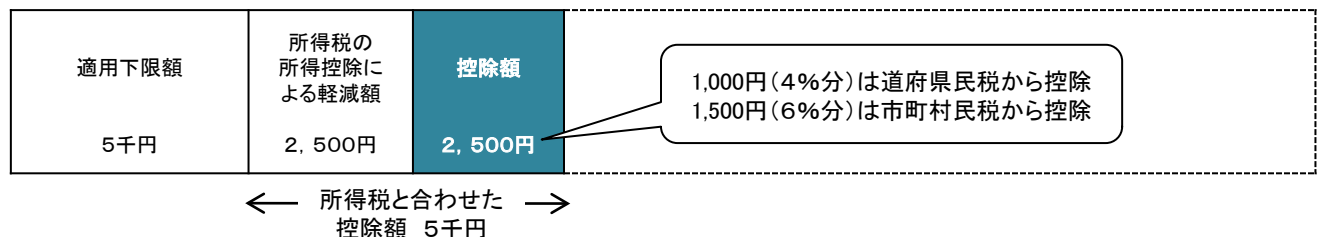
※5 総所得金額等の30%を限度

※6 10%となるのは、都道府県（4%）と市区町村（6%）がともに条例で指定した場合

<控除イメージ>

年収700万円の給与所得者（夫婦2人のモデル世帯、所得税の限界税率は10%）が、都道府県と市区町村がともに条例で指定する寄附金として、平成21年に3万円の寄附をした場合

対象寄附金額 3万円



（注）所得税においては、平成22年の寄附金から適用下限額が2千円に引き下げられている。